

自動点呼機器等導入促進助成金交付要綱

令和4年3月15日制定

令和7年8月26日改正

一般社団法人群馬県トラック協会

(目 的)

第1条 この要綱は、中小トラック運送事業者における輸送の安全確保の根幹を成す運行管理について、安全性の向上、労働環境の改善、人手不足の解消等に資するため、公益社団法人全日本トラック協会（以下、「全ト協」という。）が行う自動点呼機器の導入費用に対する助成金（以下、「助成金」という。）の交付に関して、必要な事項を定め、適正かつ円滑な事業を推進することを目的とする。

(助成対象者)

第2条 助成対象者は、一般社団法人群馬県トラック協会（以下「県ト協」という。）の定款に定める会員（以下「会員」という。）で、群馬県内の営業所に新たに自動点呼機器を導入・サービス利用開始した中小事業者とする。この場合において、中小事業者とは、中小企業庁の解釈によるものとし、次のいずれかとする。

- ・資本金の額または出資の総額が3億円以下の会社
- ・常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人

2 前項の助成対象者は、会費の滞納がないものとする。

(助成対象機器等)

第3条 助成対象となる機器等は、全ト協が指定した対象機器等を導入し、かつ国土交通省に自動点呼の届出を行ったものを助成対象とする。

2 導入費用には、機器本体の他、部品や付属品、周辺機器、セットアップ等の費用を含めることができる。なお、消費税は導入費用には含まない。

(助成交付額)

第4条 助成金交付額は、1事業者あたり1台で、対象となる自動点呼機器の導入費用（周辺機器、セットアップ費用及び契約期間中のサービス利用料を含む。）上限100,000円とする。

2 国・地方自治体からの補助金が交付されている場合は、助成対象としない。

(助成期間)

第5条 令和7年度については、令和7年4月1日から令和8年2月6日の間に導入を完了し、支払い等が終了したものとする。

但し、助成期間内であっても予算が終了した場合には、打ち切ることがある。

(助成金の申請)

第6条 助成を受けようとする会員は、様式1「自動点呼機器・DX導入促進助成申請書」(以下「申請書」)により、添付書類とともに令和8年2月13日までに県ト協に申請するものとする。

(助成金の交付)

第7条 県ト協は、前条に定める助成申請書の提出を受けたときは、速やかにその内容を審査し、本助成事業に適合すると認めた場合には、申請者に対して第4条に定める助成金を交付する。

なお、県ト協は、全ト協に対しその要綱に従い、機器等に対する助成申請の実績報告を行うものとする。

(助成金の返還)

第9条 県ト協は、次の各号のいずれかに該当するときは、会員に対し既に交付した助成金の全部もしくは一部の返還を命じることができる。

(1) この要綱その他事項に違反したとき

(2) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき

2 前項の規定により返還を命じられた会員については、県ト協が行う助成事業すべてに係る申請は、原則として、当分の間、これを受付又は交付決定を行わないものとする。

(財産処分の制限)

第10条 会員は、交付対象の機器を導入の日から起算して、1年間を経過するまでの期間は、譲渡、交換、廃棄、他用途への転用、貸付又は担保に供してはならない。

但し、県ト協の承認を得た場合はこの限りではない。

(管理台帳等の作成、保管)

第11条 県ト協は、本助成に関する管理台帳を作成して、管理、保管するものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要な事項は、県ト協がこれを別に定める。

(附 則)

本要綱は、令和4年4月1日より適用する。

(附 則)

1 本要綱は、令和5年4月1日より適用する。

2 改正前の要綱(令和4年3月15日制定)に基づき実施した事業については、なお従前の例によるものとする。

(附 則)

- 1 本要綱は、令和6年4月1日より適用する。
- 2 改正前の要綱(令和5年3月15日改正)に基づき実施した事業については、なお従前の例によるものとする。

(附 則)

- 1 本要綱は、令和7年4月1日より適用する。
- 2 改正前の要綱(令和6年3月15日改正)に基づき実施した事業については、なお従前の例によるものとする。

(附 則)

- 1 本要綱は、令和7年8月26日より適用する。
- 2 改正前の要綱(令和7年4月1日改正)に基づき実施した事業については、なお従前の例によるものとする。

自動点呼機器・DX導入促進助成 申請書

一般社団法人群馬県トラック協会会長 殿

申請年月日		年 月 日									
事業者名											
機器導入支店・営業所名											
機器導入所在地		〒 ー									
電話・FAX番号		電話 ()					FAX ()				
申請責任者		役職 氏名									
安全性優良事業所(Gマーク) ※該当する場合は、認定証番号を記入											
自動点呼機器	機器の名称	○メーカー名: ○機器名称:									
	(※)管理NO (シリアルナンバー)										
	契約日もしくは利用開始日	年 月 日									
取扱店											
導入費用(消費税除く)		円									
助成金申請額		円									
振込先 金融機関		金融機関名	銀行								支店
		ふりがな 口座名義									
		口座番号	普通・当座								
添付書類		1. 取扱店に支払った導入費用の領収証の写し 2. 契約書もしくはサービス利用申込書等の写し 3. 管理NO(シリアルナンバー)が記載された書類の写し (2. に記載されている場合は、不要) 4. 国土交通省に届出をして受理された「自動点呼の実施にかかる届出書」の写し(受付日:令和8年2月6日迄) 5. Gマーク事業所は、有効期間内の認定証の写し									

※契約書もしくはサービス利用申込書等に記載された管理NO(シリアルナンバー)を記載すること。